

国語学習の系統性 (2)

—読むこと (音声面)—

井上 次夫*1

A System of Learning Japanese Language (2)

—Reading, Reciting—

Tsugio INOUE

This paper considers "*reading aloud*" in Japanese language learning.

A new study course focuses on the system of learning through elementary and junior high schools as well as high schools. It requires the repetition of voice language activities such as *onndoku* (reading aloud for understanding the text contents), *rôdoku* (reading aloud for conveying the text contents), and *amnsyô* (reciting for appreciating the text contents). These activities provide the foundation of speaking and communication abilities.

We have to ensure that there is sufficient time for voice language education and that we provide students with the opportunity to read aloud.

KEYWORDS : system of learning, course of study, reading aloud, reciting

1. はじめに

先般, 明治 5 年の学制公布, そして昭和 21 年の日本国憲法公布並びに昭和 22 年の教育基本法及び学校教育法の公布に次ぐ「第 3 の教育改革」とも言うべき平成 18 年の教育基本法の改正を受けて, 学習指導要領の改訂が行われた^{*1)}。平成 20 年 3 月 28 日に小学校及び中学校の新学習指導要領, 平成 21 年 3 月 9 日に高等学校の新学習指導要領が告示されたのである。

井上 (2010) では新学習指導要領の特色の一つ

である小学校・中学校・高等学校を通じた国語科の目標及び内容の系統性に着目し, 「話すこと・聞くこと」領域について検討を行った。その結果, 小学校・中学校の国語と高等学校の国語総合・国語表現において教科・科目の「目標」では系統性が見られるのに対し, 高等学校では小学校・中学校の領域別目標に対応する目標が示されず系統性に不備が認められること, また, 高等学校の「内容」の指導事項においては小学校・中学校の「話題設定や取材」「話すこと」「聞くこと」「話し合うこと」との対応関係が必ずしも明示的でないことなどを指摘した。

*1 一般科 (Dept. of General Education), E-mail: inoue@oyama-ct.ac.jp

これを受けて、本稿では新学習指導要領が重視する学習の系統性の観点から「話すこと・聞くこと」の基盤となる「読むこと（音声面）」について検討を行う。まず、従前の小学校・中学校・高等学校の学習指導要領における「読むこと」領域での音声面の取り扱いを順次、振り返ることとする。次に、新学習指導要領における小学校・中学校・高等学校の「読むこと（音声面）」指導の系統性について検討を行う。その後、高専におけるその指導実態について検証し、今後を展望する。

2. 小学校での「読むこと（音声面）」

ここで取り上げる小学校学習指導要領は、旧学習指導要領（平成元年3月版）、現行学習指導要領（平成10年12月版）、新学習指導要領（平成20年3月版）の3種である。

2. 1 旧学習指導要領（平成元年版）

旧学習指導要領は、第1学年から第6学年までの学年ごとに「A 表現」と「B 理解」の2領域及び「言語事項」の1事項で「内容」を構成している。「読むこと（音声面）」についてみると、次のように第1学年から第4学年までは音読、第5学年から朗読を指導事項としている。

〔第1学年〕2 内容 B 理解 ウ

語や文としてのまとまりを考えながら音読すること。

〔第2学年〕2 内容 B 理解 ウ

文章の内容を考えながら音読すること。

〔第3学年〕2 内容 B 理解 ウ

文章の内容が表されるように工夫して音読すること。

〔第4学年〕2 内容 B 理解 ウ

事柄の意味、場面の様子、人物の気持ちの変化などが、聞き手にもよく伝わるように音読すること。

〔第5学年〕2 内容 A 表現 ウ

聞き手にも内容が分かるように朗読すること。

〔第6学年〕2 内容 A 表現 ウ

聞き手にも内容がよく味わせるように朗読すること。

これは、文字言語の音声化による文章の内容理解という自らの理解のための音読（第1～3学年）から、それに聞き手を想定した音読（第4学年）を経て、自らの文章の内容理解と同時に読み手自

身の理解を聞き手に伝える表現活動としての朗読（第5・6学年）へと指導を高めていくものであるとすることができる。

一方、第5・6学年では「2 内容〔言語事項〕(1) オ 文語調の文章に関する事項」に「(ア) 易しい文語調の文章を読んで、文語の調子に親しむこと」とあり、文語調の文章に親しむことを目的とする音読を挙げている。

2. 2 現行学習指導要領（平成10年版）

次に、現行学習指導要領は、2 学年ごと（低学年1・2年、中学年3・4年、高学年5・6年の3段階）にまとめて、「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の3領域及び「言語事項」の1事項で「内容」を構成している。「読むこと（音声面）」についてみると、次のようである。

〔第1学年及び第2学年〕2 内容 C 読むこと(1)

エ 語や文としてのまとまりや内容、響きなどについて考えながら声に出して読むこと。

〔第3学年及び第4学年〕2 内容 C 読むこと(1)

カ 書かれている内容の中心や場面の様子がよく分かるように声に出して読むこと。

〔第5学年及び第6学年〕2 内容 C 読むこと(1)
〈音読・朗読に関する指導事項なし〉

ここでは「声に出して読むこと」という表現が第1学年から第4学年まで見られる。旧学習指導要領との関係から、これは「理解」活動としての音読であると考えられるが、第5・6学年では「読むこと（音声面）」に関する指導事項を一切挙げていない。これは、「表現」活動としての音読、つまり朗読指導の後退であると言わざるを得ない。

なお、音読に関しては第5・6学年の「2 内容〔言語事項〕(1) エ 文語調の文章に関する事項」に「(ア) 易しい文語調の文章を音読し、文語の調子に親しむこと」とあり、旧学習指導要領と同様、文語調の文章に親しむための音読を挙げている。

2. 3 新学習指導要領（平成20年版）

新学習指導要領においても、2 学年ごとにまとめて「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の3領域、そして新設の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の1事項で「内容」を構成している。「読むこと（音声面）」についてみると、次のようである。

〔第1学年及び第2学年〕2 内容 C 読むこと(1)

ア 語のまとまりや言葉の響きなどに気を付

けて音読すること。

〔第3学年及び第4学年〕2内容

C読むこと（1）

ア 内容の中心や場面の様子がよく分かるように音読すること。

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕ア 易しい文語調の短歌や俳句について、情景を浮かべたり、リズム感を感じ取りながら音読や暗唱をしたりすること。

〔第5学年及び第6学年〕2内容 C読むこと（1）

ア 自分の思いや考えが伝わるように音読や朗読をすること。

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕ア 伝統的な言語文化に関する事項

親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章について、内容のだいたいを知り、音読すること。

新学習指導要領は、現行学習指導要領の「声に出して読むこと」を旧学習指導要領と同じように「音読」と「朗読」に区別している。そして、第1～4学年は理解のための「音読」を挙げるが、第5・6学年で新たに「音読や朗読をすること」を設定し、「表現」活動への発展を意図している。また、第3・4学年で易しい文語調の短歌や俳句の「音読や暗唱」を新たに加えた点が注目される。

音読と朗読の違いは、新学習指導要領の解説によれば^{注2)}「音読が、文章の内容や表現をよく理解し伝えることに重点があるのに対して、朗読は、児童一人一人が自分なりに解釈したことや、感心したことなどを、文章全体に対する思いや考えとしてまとめ、表現性を高めて伝えることに重点がある」という。このように、新学習指導要領では「音読・朗読・暗唱」を明記しており、このことはコミュニケーション能力の育成及び古典指導の重視などと深く関係するものと思われる。

3. 中学校での「読むこと（音声面）」

ここで取り上げる中学校学習指導要領は、旧学習指導要領（平成元年3月版）、現行学習指導要領（平成10年12月版）、新学習指導要領（平成20年3月版）の3種である。

3. 1 旧学習指導要領（平成元年版）

旧学習指導要領は、学年ごとに「A表現」と「B理解」の2領域及び「言語事項」の1事項で「内

容」を構成している。「読むこと（音声面）」についてみると、次のように「A表現」領域において朗読することを指導事項として挙げている。

〔第1学年〕2内容 A表現（1）

ク 文章の内容や特徴がよく分かるように朗読すること。

〔第2学年〕2内容 A表現（1）

ク 文章の内容や特徴に応じた読み方を工夫して朗読すること。

〔第3学年〕2内容 A表現（1）

キ 文章の内容や特徴を生かして効果的に朗読すること。

また、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」1（6）には「（古典の）指導に当たっては、音読などを通して文章の内容や優れた表現を味わうことができるようにすること」とあり、古典での音読の役割を「理解・鑑賞」に位置づけている。

3. 2 現行学習指導要領（平成10年版）

現行学習指導要領は、第1学年と第2・3学年とに分け、それぞれ「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の3領域及び「言語事項」の1事項で「内容」を構成している。

「読むこと（音声面）」についてみると、いずれの学年の「C読むこと」領域の部分にも関係する指導事項が見られない。ただし、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」1（4）に「イ（古典の）指導に当たっては、音読などを通して文章の内容や優れた表現を味わうことができるように」「エ（イ）目的や必要に応じて音読や朗読をすること」のような留意点を付けている。

このようなことから、現行学習指導要領においては、「理解・鑑賞」活動としての音読ばかりでなく、特に「表現」活動としての朗読の比重が大きく後退していると言わざるを得ない。

3. 3 新学習指導要領（平成20年版）

新学習指導要領は、「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の3領域及び新設の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の1事項で「内容」を構成している。また、各領域は

（1）指導事項、（2）言語活動例から成る構成とし、言語活動例によって指導事項をいっそう効果的に指導することを求めている。「読むこと（音声面）」についてみると、次のようである。

〔第1学年〕2内容 C読むこと（2）言語活動例

ア 様々な種類の文章を音読したり朗読したりすること。

2 内容〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕ア伝統的な言語文化に関する事項
文語のきまりや訓読の仕方を知り、古文や漢文を音読して、古典特有のリズムを味わいながら、古典の世界に触れること。

〔第2学年〕2 内容

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕ア伝統的な言語文化に関する事項（ア）
作品の特徴を生かして朗読するなどして、古典の世界を楽しむこと。

〔第3学年〕

〈音読・朗読に関する指導事項なし〉

新学習指導要領では、第1学年の（2）言語活動例に「音読・朗読」を明記し、また古典作品については〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の第1学年で「音読」、第2学年で「朗読」を取り上げている。このことから「読むこと（音声面）」の指導を系統化しようとする意図が読み取れる。ただし、第3学年において「読むこと（音声面）」に関する指導事項を挙げておらず、その設定が期待されるところである。

4. 高等学校での「読むこと（音声面）」

ここで取り上げる高等学校学習指導要領は、旧学習指導要領（平成元年3月版）、現行学習指導要領（平成11年12月版）、新学習指導要領（平成21年3月版）の3種である。

4. 1 旧学習指導要領（平成元年版）

旧学習指導要領における国語科の科目は、国語Ⅰ・国語Ⅱ・国語表現・現代文・現代語・古典Ⅰ・古典Ⅱ・古典講読の8科目である。このうち、「読むこと（音声面）」に関する指導事項を挙げるのは国語Ⅰ・古典Ⅰ・古典講読の3科目である。

まず、国語Ⅰは「A 表現」と「B 理解」の2領域及び「言語事項」の1事項で「内容」を構成している。「読むこと（音声面）」についてみると、「表現」活動としての朗読、「読解・鑑賞」活動としての音読・朗読を指導内容としている。

2 内容 A 表現

キ 目的や場に応じて効果的に話したり朗読したりすること。

3 内容の取扱い（3）内容Bの指導の配慮事項

ウ 文章の読解、鑑賞を深めるため、音読や朗読などを取り入れること。

次に、古典Ⅰでは「音読、朗読、暗唱などを通して古典の文章に親しみ、作品の読解、鑑賞を深めること（2 内容オ）」、古典講読では「音読、朗読を通して作品の読解、鑑賞を深めること（2 内容ア）」のように「読解・鑑賞」活動として「読むこと（音声面）」を取り上げている。

4. 2 現行学習指導要領（平成11年版）

現行学習指導要領における国語科の科目は、国語表現Ⅰ・国語表現Ⅱ・国語総合・現代文・古典・古典講読の6科目である。このうち、「読むこと（音声面）」に関する指導事項を挙げるのは国語総合・古典・古典講読の3科目である。

国語総合は、「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の3領域及び「言語事項」の1事項で「内容」を構成している。「読むこと（音声面）」についてみると、次のように「理解」活動としての音読・朗読を示している。

3 内容の取扱い（4）内容Cの指導の配慮事項

イ 文章を読み深めるため、音読や朗読などを取り入れること。

これに関し、現行学習指導要領の解説では^{注3)}「音読は、声を出して文章を読むことをいうが、朗読は、音読とは異なり、詩歌や文章の思想や感情を十分に理解した上で、聞く人にもよく理解できるように声に出して読むことである。文章の読み取りが深いものであればあるほど、優れた朗読が可能となる。また、朗読することによって、読み取りが深まることも多い」と述べている。

次に、古典では「古文や漢文の調子などを味わいながら、音読、朗読、暗唱をすること（3 内容の取扱い（4）言語活動例ア）」、古典講読でも「古文や漢文の調子などを味わいながら、音読、朗読をすること（3 内容の取扱い（4）言語活動例ア）」のように「理解・鑑賞」活動としての「読むこと（音声面）」を取り上げている。

4. 3 新学習指導要領（平成21年版）

新学習指導要領における国語科の科目は、国語総合・国語表現・現代文A・現代文B・古典A・古典Bの6科目である。このうち、「読むこと（音声面）」に関する指導事項を挙げるのは国語総合・現代文A・古典A・古典Bの4科目である。

国語総合は「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこ

と」「C読むこと」の3領域及び新設の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の1事項で「内容」を構成している。「読むこと（音声面）」についてみると、従来の「理解・鑑賞」活動としての音読・朗読に加えて暗唱を示している。

3 内容の取扱い（4）内容Cの指導の配慮事項

イ 文章を読み深めるため、音読、朗読、暗唱などを取り入れること^{注4)}。

次に、現代文Aでは2内容（1）言語活動例アで「文章の調子などを味わいながら音読や朗読をしたり、印象に残った内容や場面について文章中の表現を根拠にして説明したりすること」のように「理解・鑑賞」活動としての音読・朗読を示している。また、古典Aでは「古文や漢文の調子を味わいながら音読、朗読、暗唱をすること（2内容（2）言語活動例ア）」、古典Bでも「古典を読み深めるため、音読、朗読、暗唱などを取り入れること（3内容の取扱い（2）」のように「理解・鑑賞」活動、また「表現」活動としての「読むこと（音声面）」を取り上げている^{注5)}。

以上見てきたところから、新学習指導要領では国語総合において「暗唱」を加えたこと、現代文科目（現代文A）において「音読・朗読」を取り上げたこと、古典科目（古典A・古典B）において「音読・朗読・暗唱」の3つを明記したことなどが「読むこと（音声面）」の観点から見て特筆すべき点であると言える。

5. 「読むこと（音声面）」の系統性

ここでは小学校・中学校の国語とそれを受ける高等学校国語科との「読むこと（音声面）」における系統性について検討を行う。まず、改訂された高等学校国語科の概観し、その後、その内実について考察する。

5. 1 高等学校国語科の改訂

平成21年3月9日に告示された高等学校新学習指導要領では、既に述べたように、国語科は国語総合・国語表現・現代文A・現代文B・古典A・古典Bの6科目から成る構成に改めている。このうち、総合的な言語能力を育成する国語総合については共通必修履修科目とし、他の5科目は国語総合の内容を、科目の性格、特色に応じて発展させた選択科目としている。図1参照^{注6)}。

共通必修履修科目である国語総合は、高等学校国

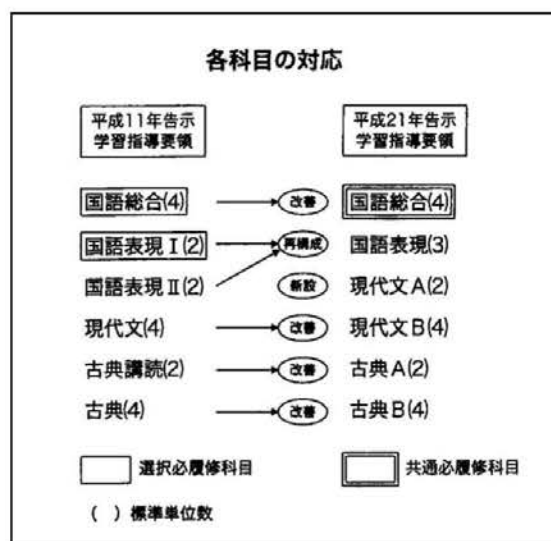


図1 科目構成の改善

語科の目標を全面的に受けるとともに、小学校・中学校との系統性を図るため、内容構成においても小学校・中学校と同様、「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の3領域1事項で「内容」を構成したのであった。

次に、国語総合の「内容」3領域1事項と各選択科目の「内容」(1)に示された指導事項との関係をみておく。表1参照。○は当該領域の記述あり、◎は指導のより中心となる領域を表す。

表1 国語総合の内容と選択科目の指導事項

国語総合	A領域	B領域	C領域	事項
国語表現	◎	◎		○
現代文A			○	◎
現代文B	○	○	◎	○
古典A			○	◎
古典B			◎	○

国語総合のC領域「読むこと」に対しては選択科目の現代文A・現代文B・古典A・古典Bの4科目が対応している。ただし、そのうち、読解面を重視する現代文Bでは「読むこと」の音声面について取り上げることはしない。

以上のことから、「読むこと（音声面）」における系統性については、小学校・中学校の国語と高等学校の国語総合、現代文A、古典A、古典Bを取り上げて考察を行う。なお、「読むこと（音声面）」においては「読解・鑑賞」活動と「表現」活動と

いう目的に応じた読みの区別のほか、現代文と古典という文章の種類に応じた読みの区別を考慮する必要がある。そこで、以下、現代文分野と古典分野に分けて「読むこと（音声面）」の系統性について検討していく。

5. 2 現代文分野における系統性

小学校では「語のまとまりや言葉の響きに気を付けて（第1・2学年）」「内容の中心や場面の様子がよく分かるように（第3・4学年）」音読する段階から、「自分の思いや考えが伝わるように（第5・6学年）」音読や朗読をする段階へと発達段階に応じた指導事項を示している。つまり、新学習指導要領は「読むこと（音声面）」を「理解」活動から「表現」を含む活動へと位置づけている。

それを受けて、中学校では言語活動例として「様々な種類の文章を音読したり朗読したりすること（第1学年）」を求めている。しかしながら、第2・3学年における現代文では文章の音読や朗読に関する指導事項を挙げていない。

その後、高等学校の国語総合（第1学年）において指導者に対し「文章を読み深めるため、音読、朗読、暗唱などを取り入れること」の配慮を求めている。これは「読むこと（音声面）」を「読解・鑑賞」活動、また「表現」活動として位置づけているのであった（4.3 参照）。このように、共通必修科目の国語総合で「読むこと（音声面）」が「読解・鑑賞」活動であるのみならず「表現」活動でもあることについて言及していることは系統性の観点から注目してよい^{注7)}。

一方、選択科目の現代文Aでは言語活動例として「文章の調子などを味わいながら音読や朗読をし」のように、音読・朗読を「理解・鑑賞」活動として位置づけている点から、「読むこと（音声面）」の系統性を認めることができる。

以上のように、「読むこと（音声面）」の系統性は小学校から中学校の第1学年まで認めることができるが、中学校第2・3学年では断絶する。そして再び、高等学校の国語総合で「理解・鑑賞」活動、また「表現」活動である音読・朗読・暗唱として復活することになる。現代文Aでも「理解・鑑賞」のための音読・朗読が取り上げられる。このようなことから、今後、中学校第2・3学年においても「読むこと（音声面）」に関する指導事項を明記し系統性を有することが期待される。

5. 3 古典分野における系統性

今次の学習指導要領改訂の一つに、伝統的な言語文化に関する指導の重視がある。このため、小学校・中学校・高等学校国語総合において新たに「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」を設けている。そこでは、古典について「読むこと（音声面）」を系統的に示している。

小学校では「易しい文語調の短歌や俳句について、情景を浮かべたり、リズムを感じ取りながら音読や暗唱をしたりすること（第3・4学年）」「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章について、内容のだいたいを知り、音読すること（第5・6学年）」のように、易しい短歌・俳句の音読・暗唱の段階から、親しみやすい古文・漢文・文語調の文章の音読の段階へと発達段階に応じた指導事項を示している。つまり、「読むこと（音声面）」を音読や暗唱により文語の調子に親しむことから、音読によりその美しさや楽しさを感じ覚的に味わうことへと位置づけている。

それを受けて、中学校では「文語のきまりや訓読の仕方を知り、古文や漢文を音読して、古典特有のリズムを味わいながら、古典の世界に触れること（第1学年）」「作品の特徴を生かして朗読するなどして、古典の世界を楽しむこと（第2学年）」のように、古典特有のリズムを味わえる程度にまで繰り返し音読することを前提に、古典の世界を楽しむため作品の特徴を生かして朗読する、他の人の朗読を聞くなどの活用を求めている。ただし、第3学年においてその指導事項を挙げていない点については改善が望まれる。

高等学校の国語総合では「文章を読み深めるため、音読、朗読、暗唱などを取り入れること（内容の取扱い）」の配慮を求めている。ここでの「文章」とは現代文に限らず古典を含むものである。特に、古典の音読・朗読・暗唱については小学校・中学校から続く指導事項であり、各段階で螺旋的・反復的に学習されるように系統化された言語活動の象徴と言えるものである。また、古典Aでは「古文や漢文の調子を味わいながら音読、朗読、暗唱をすること」、古典Bでは「古典を読み深めるため、音読、朗読、暗唱などを取り入れること」のように、「読むこと（音声面）」を「理解・鑑賞」及び「表現」活動として位置づけている点で古典における「読むこと（音声面）」の系統性を認めることができる。

以上のことから、古典分野において「読むこと

（音声面）」は系統的・段階的につながりながら、螺旋的・反復的に学習されるように系統化されていると言って差し支えないであろう。

6. 高専での「読むこと（音声面）」

ここでは、まず「読むこと（音声面）」の指導の中核となる音読・朗読・暗唱についてその明確な位置づけを試みる。次に、平成22年度に筆者が行った小山高専の国語（第1学年で国語総合、第2学年で現代文）における「読むこと（音声面）」指導の実態を検証する。

6. 1 音読・朗読・暗唱の位置づけ

音読・朗読・暗唱の定義について、(1)『国語教育辞典』（2001）と(2)『高等学校学習指導要領解説国語編』（2010）をみると、次のようである。

「音読」

- (1) 文字言語を音声化することである。
- (2) 声を出して文章を読むことをいい、文章の内容や表現を理解し伝えることに重点がある。

「朗読」

- (1) 聞き手を前提とした音読と区別されることがある。
- (2) 文章の思想や感情を十分に理解した上で、聞く人がよりよく理解できるように表現性を高めて読むことである。

「暗唱」

- (1) ある文字表現を常に音声言語として再生可能にすることによって拓かれることばの世界を獲得することである。
- (2) 文章を読んで記憶した上で声に出すことである。

音読とは、文字通り、文章を声に出して読むこと、つまり文字言語の音声化である。しかし、そこには、聞き手の有無（存在か非存在か）、文章の理解の有無（理解は目的か前提か）、音読に表現性（文学性）を求めるか否か、文章を暗記するか否かなどによるさまざまな立場があり、これまで音読と朗読の区別が必ずしも明確になされてこなかった。そこで、本稿では上掲の基準を参考にしつつ音読・朗読・暗唱の明確な位置づけを行う。

第1に、聞き手の有無を基準とする。聞き手が非存在の場合、その音読は読み手のためのものであり、聞き手が存在する場合、その音読は読み手または聞き手のためのものとなる。第2に、読み

手における文章の理解の有無を基準とする。文章の理解がなくそれを目的とする場合、その音読は読み手のためのものであり、文章の理解がありそれを前提とする場合、その音読は読み手または聞き手のためのものとなる。第3に、文章の暗記（記憶）の有無を基準とする。文章を暗記しない場合、その音読は通常のものであり取り立てる必要はないが、文章を暗記する場合、その音読は読み手または聞き手のためのものとなる。以上のことを整理したのが表2である。

表2 音読・朗読・暗唱の位置づけ

		文章の理解		文章の暗記	
		目的	前提	有り	無し
聞き手	無し	音読A (理解)	朗読A (鑑賞)	暗唱A (鑑賞)	音読A (理解)
	有り	音読B (伝達)	朗読B (表現)	暗唱B (表現)	音読B (伝達)

この表では、音読は理解または伝達を行うものであること、朗読は鑑賞または表現を行うものであること、そして暗唱は文章を暗記し、鑑賞または表現を行うものであることを明確に位置づけている。なお、文章の種類が大別して説明的文章か文学的文章かを考慮する必要もある。説明的文章の場合、その音読は主に文章の内容を理解し伝達することに重点が置かれ、文学的文章の場合、その音読は主に文章の思想や感情、表現を理解し自己表現することに重点が置かれる。また、文字言語の音声化である音読は、その表現性（自己表現言語活動としての文学性）の高低に応じて次の各段階に位置づけることができる。図2参照。

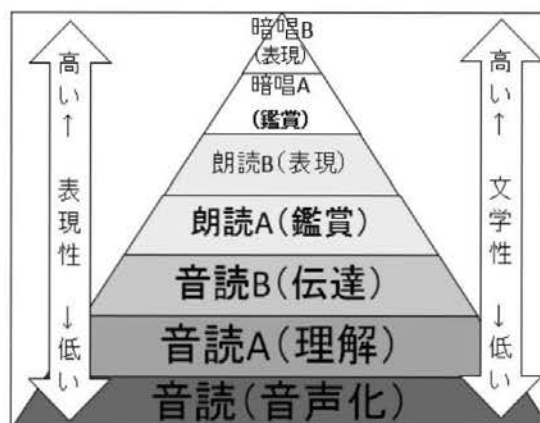


図2 音読の階層構造

6. 2 国語総合 (第1学年)

6. 2. 1 現代文分野

現代文分野の国語授業では、通常、新しい教材の最初に本文を声に出して通読させる。この場合、文章の内容の読み取り（読解）を目的とすると同時に、漢字の読みや語句にも注意させる。このとき読み手はまずは文章を自分の理解のために声を出して読むのであるから、これは音読 A（理解）となるのだが、実は教室には聞き手である教師や学生が存在するため、その読みは音読 B（伝達）に位置づけられるべきものである。したがって、教師は必要に応じて声の大きさ、読む速さ、読みの正確さなどについて指導を行うことになる。それ以降の授業で指定部分を学生に読ませる場合も同様に音読 B（伝達）であり、通常、音読 A（理解）は各自が予習や復習などで行うべきものである。つまり、教室における読みは基本的に音読 B（伝達）とすることができる。

なお、教材が短歌・俳句・詩といった韻文や小説などの場合には、教材の学習終了後に発展学習として朗読 A（鑑賞）に基づく朗読 B（表現）、また暗唱 A（鑑賞）に基づく暗唱 B（表現）などを教室で試みる事が可能である。

6. 2. 2 古典分野

国語総合の古典分野は、通常、古文入門、漢文入門の単元から始まっている。そこで、筆者は入門教材の読みは中学校での古典の音読を受け、リレー読みから始めている。リレー読みとは、句読点を区切りとして順次、読み進める方法である。例えば、古文「児のそら寝（宇治拾遺物語）」では「①今は昔、→②比叡の山に児ありけり。→③僧たち、→④宵のつれづれに、→⑤『いざ、→⑥かいもちひせむ。』→⑦と言ひけるを、」のように学生が順に読み続けていくものである。ここでの読みは古文の理解を主目的とせず、歴史的仮名遣いに注意して読むことを主な目的とするため、文字言語の音声化という段階の音読である。

また、漢文においても入門期における訓点に注意した読み下し、リレー読みは文字言語の音声化段階の音読であり、その後、各自による読みである音読 A（理解）へと進んでいく。

なお、教材が文学作品の場合、現代文分野と同様に朗読 B（表現）や暗唱 B（表現）を行うことが可能となる。また、例えば古文では軍記物語『平

家物語』の和漢混淆文や漢文では故事成語「塞翁馬（淮南子）」を始めとするリズムがある教材では発展的な学習として音読 A（理解）・音読 B（伝達）・朗読 A（鑑賞）などに基づく朗読 B（表現）を試みる事が可能である。

6. 3 現代文 (第2学年)

現行の高等学校学習指導要領では、選択科目の現代文において「読むこと（音声面）」に関する指導事項が見られないことは既に述べた（4.2 参照）。しかし、「読むこと（音声面）」の系統性という観点から考えると、国語総合（第1学年）を受ける現代文（第2学年）においても「読むこと（音声面）」の指導は引き続き必要である。実際、例えば『新編現代文改訂版』（大修館書店）では「名作のひびき」という単元を設け、教材「音読で名作に親しもう」として近代の名作と言われる小説4編と詩3編を掲載している^{注8)}。

筆者はこの単元に着目し、勤務校である小山高専の平成21年度2年生3学科（計122人）を対象に「名作のひと味違う音読発表会（全9時間）」を開催したことがある^{注9)}。学生は割り当てられた名作について夏季休業中にレポートを作成し、同時にその名作の教科書採録部分の音読を繰り返し練習し、後期の授業では一人ずつ教室の前で小説は朗読、詩は暗唱するのである。そして、発表直後にその場で自らの発表に関する自己評価を口頭で述べる。また、聞き手も順次、発表に対するコメント（良かった点、改善点）を口頭や文章で行うというものであった。この活動は、音読の階層構造（図2）によれば、小説については音読 A（理解）・朗読 A（鑑賞）に基づく朗読 B（表現）の実践であり、詩については音読 A（理解）・朗読 A（鑑賞）・暗唱 A（鑑賞）に基づく暗唱 B（表現）の実践であったと言える。そこでは音読の対象が近代の名作と言われる文学作品であるため、その朗読・暗唱においてもまた自己表現活動としての文学性の高さを要求したのであった。

さて、音読発表会における朗読・暗唱に対する学生の自己評価は、5点満点中の平均2.9点であった。このうち自己評価が3点以下の学生群は教室の前に出て、緊張の中で一人、自信を持って朗読・暗唱を成し遂げる程度にまでは練習が不足していたと述べている。これに対し、自己評価が4点以上の高い学生群は事前の作品・作者調べなどのレポートが充実していた、夏季休業中に十分な練習

ができた、親や友人に聞いてもらい練習を繰り返したなどと振り返った。一方、学生の朗読・暗唱に対する教員（筆者）による評価点の平均は学生の取り組みを積極的に評価した結果、3.2点であった。図3参照。

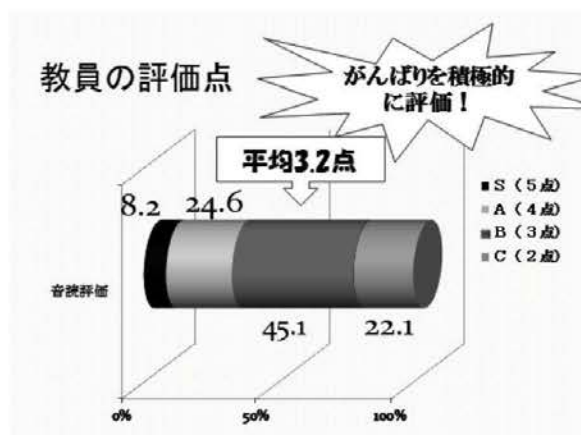


図3 朗読・暗唱の教員評価

高等学校の新学習指導要領では、選択科目の現代文Aにおける言語活動例として「文章の調子などを味わいながら音読や朗読」のように、「理解・鑑賞」活動としての音読・朗読を示している点で注目されることは既に述べた（4.3, 5.2参照）。しかし、上述したような音読発表会の授業実践からは、現代文Aにおいても「音読・朗読」にとどまらず、国語総合と同様に「暗唱」を加えること、また「理解・鑑賞」活動に「表現」活動の側面を加えることなどが可能であると言える。

7. 「読むこと（音声面）」の展望

文章を読むことのうち、音声面に関する音読は小学校段階から取り上げられている。音読を充実させることは、音読の内容を文字言語の音声化段階から理解・伝達、鑑賞、そして自己表現の段階へと高めていくことである。それに応じて、音読という呼称もそれ一つだけでは間に合わなくなるため、音読を音読A（理解）と音読B（伝達）とに区別した。また、文章の理解が前提となる朗読を朗読A（鑑賞）と朗読B（表現）とに区別し、さらに暗唱を暗唱A（鑑賞）と暗唱B（表現）とに区別したのであった（6.1参照）。

このように「読むこと（音声面）」としての音読は朗読・暗唱の基盤となるものである。そして、

その朗読・暗唱は「話すこと・聞くこと」の基盤となるものである。さらに、「話すこと・聞くこと」はコミュニケーション活動の基盤となるものである。したがって、音読・朗読・暗唱を手だてとしながら系統的な音声言語教育を反復・螺旋的に実践することは、社会における現代的ニーズが高いコミュニケーション能力の育成という観点からみて、極めて意義深いことであると言える。

ここで音読の基盤となる発音・発声について改めて学習指導要領をみると、「話すこと」とも関連させながら、これまで小学校では「はっきりした発音」「姿勢、口形」「声の大きさや速さ」「発音のなまりや癖」「正しい発音」「言葉の抑揚、強弱」などを取り上げ、中学校では「速度や音量」「言葉の調子や間のとり方」「音声の働きや仕組み」、そして高等学校では「適切な発声、発音、抑揚、強弱（現代語）」「発声の仕方（国語表現Ⅰ）」「発声や発音の仕方（国語表現Ⅱ）」などを指導事項として取り上げてきている。さらに、校種を問わず、「指導計画の作成と内容の取扱い」においては音声言語のための教材を積極的に活用するなどして、指導の効果を高める工夫を求めている。

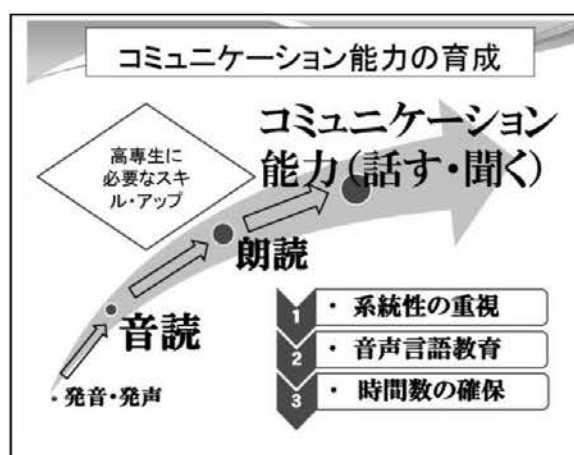


図4 音声言語の系統性

音声言語に関する学習活動は、高等学校や高専ではえてして不足しがちである。しかし、新学習指導要領において小学校・中学校・高等学校を通しての国語学習の系統性を重視することにより、今後、「読むこと（音声面）」領域においても高等学校の国語総合及び古典科目のみならず、現代文Aにおいても一定の時間数を確保し系統的な音声言語教育を実践することが促進されることになるものと考えられる。

8. おわりに

本稿では、先般行われた小学校・中学校・高等学校の第7次学習指導要領改訂における「読むこと（音声面）」の系統性について、過去及び現行の学習指導要領を振り返りながら検討を行った。

その結果、新学習指導要領が「読むこと（音声面）」領域においても系統性を重視しようとするものであることを明らかにした^{注10)}。また、従来、必ずしも明確でなかった音読の下位分類を試み、聞き手の有無、文章理解の有無、暗記の有無などに基づき音読・朗読・暗唱を位置づけ、表現性（自己表現の程度・言語活動としての文学性）との対応関係を明示的に提案した。

そして最後に、発音・発声から音読へ、音読から朗読・暗唱へ、そして話すこと・聞くこと、さらにコミュニケーション能力の育成へとつながる音声言語教育の系統性と重要性に関する今後の見通しを述べた。

参考文献

- 1) 安彦忠彦『小学校学習指導要領の解説と展開国語編』、教育出版、pp.iv-vii (2008)
- 2) 井上次夫「国語学習の系統性(1)―話すこと・聞くこと―」『小山工業高等専門学校研究紀要』42, pp.1-10 (2009)
- 3) 井上次夫「名作のひと味違う音読発表会」『平成 22 年度高専教育講演論文集』、pp.7-10 (2010)
- 4) 岩間正則「音読・朗読、読書、紹介」『月刊国語教育』2010.5 月号別冊、東京法令出版、pp.66-69 (2001)
- 5) 文部科学省『小学校学習指導要領解説国語編』、東洋館出版社(2008)
- 6) 文部科学省『中学校学習指導要領解説国語編』、東洋館出版社(2008)
- 7) 文部省『高等学校学習指導要領解説国語編』、教育出版(1999)
- 8) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説国語編』、教育出版(2010)
- 9) 余郷裕次「音読、朗読、群読、暗唱」『国語教育辞典』朝倉書店、pp.33-34 (2001)

注記

- 注1) 参考文献 1。
- 注2) 参考文献 4, p.88。
- 注3) 参考文献 6, p.69。
- 注4) 参考文献 7 では、音読・朗読・暗唱について「この

言語活動については、活動そのものが目的となることがないように、『文章を読み深めるため』ということに留意する必要がある (p.35)」と述べているところから、それらを「理解・鑑賞」を目的とする活動としていることが分かる。しかし、同時に「音読・朗読・暗唱など」としたのは、演じることなども含めて、幅広く音声言語などによる表現活動を指導に取り入れることが可能であることを示すためである (同 p.35)」と述べるように、音読・朗読・暗唱が「表現」活動でもあり得ることを「音読・朗読・暗唱など」の「など」によって示している。

注5) 古典 B の「音読・朗読・暗唱など」の「など」についても注 4 と同じ。

注6) 図 1 は参考文献 7, p.5。また、表 1 は同 p.13 を参照。

注7) 小学校・中学校における音読・朗読・暗唱は基本的に「理解・鑑賞」を主目的としながらも、「表現」をも目的とする活動であり得ると言えるが、中学校第 2・3 学年ではそれに関する指導事項や文言が見られなかった。しかし、注 4 でも指摘したように、高等学校で全員が履修する国語総合（の学習指導要領の解説）において改めてそのことに言及しているという点で小学校・中学校から高等学校を通しての「読むこと（音声面）」の系統性を認めることができると考える。

注8) 小説 4 編（夏目漱石『吾輩は猫である』、川端康成『雪国』、堀辰雄『風立ちぬ』、宮沢賢治『風の又三郎』）の冒頭部分と詩 3 編（島崎藤村「小諸なる古城のほとり」、室生犀星「小景異情」、茨木のり子「六月」）。

注9) 参考文献 3。

注10) ただし、今後、中学校第 2・3 学年の現代文分野及び中学校第 3 学年の古典分野では「読むこと（音声面）」に関する指導事項を設定することが必要である。

[受理年月日 2010 年 9 月 30 日]